

令和4年10月25日招集

令和4年 第10回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和4年第10回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和4年第10回東根市農業委員会定例総会を東根市役所401・402会議室に招集した。

1. 令和4年10月25日（火） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（18名）

1番 大江 正好	2番 本田 勝彦	3番 門 脇 功
4番 東海 林光輝	6番 寒河 江一浩	7番 庄子 裕 絵
8番 高岡 貞雄	9番 仲野 孝藏	10番 石山 一穂
11番 吉田 好春	12番 岡田 邦弘	13番 栗原 洋幸
14番 阿部 昇	15番 大内 恒一	16番 小野 博
17番 岡田 和敏	18番 瀬野 幸太郎	19番 菅原 繁治

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第18号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第 5 報第19号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 6 議第47号 非農地証明願いに係る証明について
- 第 7 議第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 8 議第49号 事業計画変更承認申請について
- 第 9 議第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第10 議第51号 農用地利用集積計画について

- 第11 農地あっせん委員会の報告
- 第12 農地転用委員会の報告
- 第13 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡田 正 樹	農政主査兼係長	杉 村 兼 吾
農地主査兼係長	松岡 義 朗		

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和4年第10回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、5番高岡茂雄委員です。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

9番仲野孝藏委員、10番石山一穂委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第9回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第18号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第10、議第51号農用地利用集積計画についてまでの、2報告と5案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

令和4年、第10回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は2件です。

報第18号農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号 11 番、申請者住所氏名、東根市中央東三丁目●●●●、●●●●。

転用しようとする土地の表示、土地の所在：中央東三丁目●●●●、地目：畑、面積 1,347 m²の内 115.6 m²、土地の所有者：●●●●、転用の理由：農業用物置を設置する。
所要面積：農業用物置 82.81 m²、通路他 32.79 m²。

以下、受付番号 12 番の申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。3 頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、2 件であります。

報第 19 号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第 1 項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。4 頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号 53 番、土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：7,161 m²の内 2,161 m²。賃貸人住所氏名：東根市若木通り一丁目●●●●、●●●●。賃借人住所氏名：東根市神町営団大通り●●●●、●●●●。解約後の利用：賃借人との再契約であります。

以下、受付番号 54 番の申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。5 頁をお開き下さい。

今月の非農地証明願いの申請は 1 件です。

議第 47 号 非農地証明願いに係る証明について

別紙土地に係る非農地証明願いがあったので、東根市農業委員会非農地証明事務処理要領により、本会の議決を求めるものであります。6 頁をお開き下さい。

非農地証明願い関係

受付番号 3 番、土地の所在：三日町二丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：宅地、地積：1.15 m²。所有者：東京都世田谷区給田三丁目●●●●、●●●●。非農地となった時期及び事由、農地法による許可の有無等：無（不詳）、転用許可事由：その他非農地であります。7 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、3 件です。

議第 48 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。8 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号 87 番、土地の所在：大字野川字西原●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園

地、地籍：50 m²他1筆。譲渡人住所氏名：東根市大字野川●●●●、●●●●。事由：相手方の要望、経営面積：224 a。譲受人住所氏名：天童市中里六丁目●●●●、●●●●。事由：自作地相互の交換、経営面積：62 a であります。

以下、受付番号 88 番から 89 番までの2申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9頁をお開き下さい。

今月の事業計画変更承認申請は、2件であります。

議第49号 事業計画変更承認申請について

別紙土地に係る、事業計画変更承認申請があったので、「農地転用許可後の転用事業の促進等に関する、事務処理について」 昭和51年9月30日付け、51構改B、第1939号、農林省構造改善局長通知、に該当するので、本会の意見を求めるものであります。

10頁をお開き下さい。

事業計画変更承認申請関係

受付番号3番、当初計画者住所氏名：東根市大字東根甲5976番地、株式会社タケダ自動車 代表取締役 武田博志、職業：自動車販売・整備業。承継者については、当初計画者と同じであります。承認を受ける土地の所在：大字東根元東根字一本木●●●●、地目、登記簿：畑、現況：宅地、地積：1,751 m²。用途：当初 自動車整備工場、変更後 自動車整備工場 となります。

以下、受付番号4番の申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

事業計画変更総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

11頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、5件です。

議第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。12頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号34番、土地の所在：中央南一丁目●●●●、地目、登記簿：畑、現況：畑、地積510 m²。譲渡人住所氏名：東根市本丸東●●●●、●●●●、職業：農業。譲受人住所氏名：東根市一本木二丁目4番17号、株式会社小田島不動産 代表取締役 原谷洋一。職業：不動産業。転用後の主要目的：宅地分譲、所要面積計510 m²。備考として、所有権移転があります。

以下、受付番号 35 番から 13 頁の受付番号 38 番までの 4 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。14 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、例外確認申請、非農地証明願、事業計画変更承認申請及び農地法第 5 条の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にしていただきたいと思います。15 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、21 計画です。

議第 51 号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法、第 18 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。16 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 31 番、土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：34 m²。売人住所氏名：東根市若木通り一丁目●●●●、●●●●。買人住所氏名：東根市若木通り四丁目●●●●、●●●●。利用目的：樹園地として利用、移転時期：令和 4 年 10 月 25 日。対価、総額：0 円、支払い方法：無償、引き渡し時期：令和 4 年 11 月 15 日。買人の耕作面積は 288 a であります。

以下、受付番号 32 番から 35 番までの 4 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。17 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 221 番、土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,376 m²他 3 筆。貸人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●●。借人住所氏名：東根市本丸南一丁目●●●●、●●●●。種類：賃貸借権設定、利用目的：樹園地として利用。始期：令和 4 年 10 月 25 日、終期：令和 14 年 10 月 24 日、賃借料：10 a あたり 19,950 円、10 年新規。借人の耕作面積は 169 a であります。

以下、受付番号 222 番から 19 頁の受付番号 234 番までの 13 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。20 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、使用貸借権設定です。

受付番号 235 番、土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。地目、登記簿：畑、現

況：樹園地、地積：692 m²。貸人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。

借人住所氏名：東根市本丸南一丁目●●●●、●●●●。種類：使用貸借権設定、利用目的：樹園地として利用。始期：令和4年10月25日、終期：令和12年4月24日、賃借料：無償、7年6ヶ月新規、借人の耕作面積は218aであります。

以下、受付番号236番の申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件2件と、議案5件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第11、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。9番、仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

【9番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、9番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を10月19日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請3件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る10月17日実施の事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

このたびの所有権移転の許可申請についてですが

受付番号87番及び88番の申請事由は、自作地相互の交換となります。

受付番号89番の申請事由は経営規模拡大となります。

このたびの案件につきまして、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしており、正当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、日程第12、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。2番、本田勝彦農地転用委員会委員長。

【2番本田勝彦農地転用委員会委員長】

はい、2番本田です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を10月19日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、事業計画変更承認申請2件、非農地証明願い1件、農地法第5条による許可申請5件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る10月17日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、事業計画変更承認申請についてではありますが、受付番号3番については、自動車整備工場、駐車場等を整備するものとして5条許可を受けたものですが、駐車場を作らず工場棟を増設するなど、設計内容等の見直しをおこなったものであります。

受付番号4番については、当初、貸資材置き場を整備するものとして5条許可を受けたものですが、通路入り口付近にある電柱移設が不可能となった事から、出入り口を二か所にするなど、設計内容等の見直しを行ったものであります。

次に、非農地証明願いについてですが、

受付番号3番については、現状、北側に隣接している宅地との境界線上にブロック塀が設置されている土地でありました。

当該地については、非農地証明事務処理要領第3条第4号、宅地等、人為的に農地以外のものとなって20年以上経過している土地に該当するものであり、非農地として証明する事について支障なしとの意見の一致をみました。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。

受付番号34番、35番及び36番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号34番は宅地分譲、受付番号35番は一般住宅、受付番号36番は貸資材置き場を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当

受付番号37番については、農地の規模が10ha以上の区域にあるため第一種農地となりますが、集落に接続して、長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア)a」に該当

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)c(e)」に該当

受付番号38番については、宅地化が見込まれる区域内にある農地の区域で、さくらんぼ東根駅を中心とする半径500mから最大1kmまでの区域内宅地率が、40%となる区域内にある農地であることから、第二種農地となりますが、駐車場を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(ア) a (b)」に該当

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(イ)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第13、地区委員会の開会及び報告についてでありますがお諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

それでは15分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【7番 庄子裕絵委員】

7番庄子です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第47号については、東根市農業委員会非農地証明事務処理要綱第3条第4号に該当する土地で、農地転用委員会の報告と同様、非農地であると認められることの意見の一致をみました。

議第49号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしてお

り、正当であると認め、承認相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 50 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 51 号については、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【17 番岡田和敏委員】

17 番岡田です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 48 号については、自作地相互の交換によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 51 号については、樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いします。

【11 番吉田好春委員】

11 番吉田です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 48 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 50 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 51 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 18 号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び報第 19 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、議第 47 号、非農地証明願いに係る証明について、議第 48 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 49 号、事業計画変更承認申請について、議第 50 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 51 号、農用地利用集積計画について、以上 5 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第 47 号から議第 51 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、承認すること、許可すること、承認相当との意見を付すること、許可相当との意見を付すること、及び、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 47 号から議第 51 号については、承認すること、許可すること、承認相当との意見を付すること、許可相当との意見を付すること、及び、決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 4 年第 10 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前 10 時 35 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員